

徳島県個人情報保護審査会答申第43号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成27年11月11日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 平成〇年〇月〇日午後 私は〇〇〇から退去命令を受けました。氏名、「達」番号、割印もなく、事務的にお粗末でした。この立案原議のすべて（関係した職員の報告書等を含む。）
- (2) 「声大きい」の理由で県が退去命令をした事例（過去5年間、県庁、県民局等 地区別に）
- (3) 〇〇〇は、〇〇〇警察署警察官に私が暴力したやに告げていた。その内容、証拠（医師の診断書、損傷状況、傷害写真等）事実を証する書面
- (4) 退去命令の具体的理由
- (5) 〇〇〇が私に同行していた〇〇〇氏に〇〇〇庁舎から「いね」（帰れ）といったが、その理由と法令規制内容
- (6) パソコン等は使用しないときでも点灯していなければいけないのか、その理由（省エネはしない）
- (7) 私は湯茶を飲みたくなり、備えつけの販売機に行き買うとしたが〇〇〇が通さんぼして行かさなかった、その理由と規制の法令
- (8) 〇〇〇は、私の言動を録音しているかどうか、録音しているなら、その録音のすべて

2 実施機関の決定

平成27年11月25日、実施機関は、本件請求のうち、(1)、(4)については、条例第20条第1項の規定により個人情報開示決定を行い、(2)、(5)、(6)については、条例第15条第1号の規定により、開示請求が不適法であって、その不備を補正することができないとして、(3)、(7)については、条例第15条第2号の規定により、開示請求に係る個人情報を保有していないとして、(8)については、条例第15条第3号の規定により、条例第44条第7項に基づく条例の規定の適用を受けない個人情報の開示請求であるとして、条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成28年1月25日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行い、同月28日、異議申立ての一部を補正した。

4 諮問

平成28年3月8日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

徳島県南部総合県民局所管の知事がした平成27年11月25日付け南総第5583号による処分（別紙）の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

私は、平成〇年〇月〇日、〇〇〇から庁舎からの退去命令を受け、更に警察官の介入があり退去した。

日本国憲法第21条は、国民の言論、表現の自由を保障している。

従って、全国各地で声を大にして行政を要求し、主張し論評していることは、報道等からして歴然たる事実である。

しかるに、声が大きかった（立案原議）ことから退去を命じたとの事であり納得できるものでない。

私以外の者が将来憲法違反、不当処分を受けることのないよう敢て異議申立てに及んでいるものです、よって、以下の事項について不開示は不当であり、すべて開示すべきである。

(1) 別紙記載の処分1について

申請に対して何が不適法なのか、手続きなのかそれとも知ることそのものか具体的に教示すべきである。

県民すべからく情報は権利として公開請求できるもので、この不適法は何の法令によるか明確にすべきである。

もし仮に不適法なら開示請求提出時に、不適法で不開示の旨を納得できるよう説明責任を果たすべきであった。

(2) 別紙記載の処分2について

「声が大きい」で退去命令をし、私を犯罪者として警察官を招致するは、全国的に例もなく本末転倒である。

加えて、〇〇〇が来庁した刑事に私が暴力をしたと虚偽の行為を持ち出したものである。（来庁した警察官6～7名）

退去命令という前代未聞の事件であり、同時に暴力があったという経緯をてん末書として上司に高覧することは職員の責務である。

しかるに、文書の手引にあるような文書の作成がないは納得できない。

来庁した警察官（刑事）に私の罪名について聞いたところ、回答はなかった。違法、不当の発言であり、明確に公開すべきである。

私は〇〇〇に暴力はしていない。

〇〇〇は、暴力のてん末を所属長に報告し、所属長は職員服務規程第32条の2によって人事課長にてん末を文書でもって報告しなければならないとある。

しかし、この規程による文書がないことは、暴力がなかったか、〇〇〇がこの規程に違反したかのどちらかである。

いずれにしても〇〇〇は虚偽の通告を警察官にし、私を罪人としようとしたもので、断じて許すことはできない。

(3) 別紙記載の処分3について

個人情報保護条例第15条第1号に該当するとすれば、その不備を氏名を公開しないことによって補正することができるもので、氏名を隠して公開すべきである。

〇〇〇に〇〇〇が「いね」と言った件について開示を求めることは違法・不当な要求ではない。

〇〇〇とは、県民局へ同行していたもので、私の動向を見ており、敢て別人の故をもって、不開示にする必要はない。

〇〇〇に情報公開の同意・了解を得ており、開示しても何ら支障はない。

法令根拠さえ明らかにしない違法・不当行使の措置の作文で納得できるものでない。よって、情報の開示に応えるべきである。

(4) 別紙記載の処分4について

私は持病があつて、興奮したり、大声を出すと苦しくなるために苦しさを押さえるため湯茶の買取りをしようとしたが〇〇〇は通さんぼをして、湯茶販売機まで行くのを阻止した。

兼務とは申せ県の組織人であり、県民の健康、生命の維持に必要な湯茶の摂取さえさせない違法行為であり、断じて許すべきではない。

この動向について、敢ててん末書等の報告書を作成せず、保有していないと拒否しているもので不当な事務でもある。

よって今からでも報告書を作成し、開示すべきである。

私が暴力をしたのなら、現職の警察官は暴力をした者を即時に逮捕しなければなら

らないが、手錠もせず、行動の自由を制限できる状態でなかった。

暴力をしていないのに、暴力を現認したとは、虚偽の理由説明であり、刑法第156条に該当するもので、納得できない。

又警察(〇〇〇)による拘束は事前に犯罪に関して拘束するの理由説明もなかった。

この理由説明は、虚偽、不当である。

(5) 別紙記載の処分5について

〇〇〇庁舎を訪れた県民の総てから県職員が録音しているのか、私個人だけを録音しているのか知る由もないが、何の為に録音をしたのか、明確にすべきである。

憲法第21条が保障する言論の自由が全うできないことになり、知事が主張する安心、安全も虚偽となる。

全国唯一の恐ろしい道府県になるので、すべからく公開すべきである。

私は録音の公開を求めているもので、理解し易いよう文字で表している書面を期待したものであった。

〇〇〇警察署が押収されているとあるが押収はあり得ない。

よって、押収を証する書面を提示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については、概ね次のとおりである。

1 別紙記載の処分1について

(1) 処分1に係る開示請求については、異議申立人が、平成〇年〇月〇日に徳島県庁舎等管理規則(昭和45年3月31日徳島県規則第22号。以下「規則」という。)の禁止事項をしたために、〇〇〇から退去命令をされたことを受け、徳島県において同様の退去命令をした事例の開示を求めているものである。

(2) 条例は、第1条において「県が保有する個人情報の開示により、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、第13条において「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定している。

また、第2条において、個人情報とは「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。」と定義しており、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、思想、信条、健康状態など個人に関する全ての情報をいう。

しかしながら、処分1に係る請求は、退去命令をした事例の開示請求であり、異議申立人に対する県が保有する個人情報の開示請求ではない。

(3) 申請時において、担当者から異議申立人に対し、個人情報開示請求ではなく公文書公開請求に修正するよう伝えたが、異議申立人は修正することなく、このまま提

出したものである。

- (4) 以上により、処分1に係る請求は、個人情報 を特定していない請求であり、開示請求が不適法であるため条例第15条第1号の規定により開示請求を拒否したものである。

2 別紙記載の処分2について

- (1) 処分2に係る開示請求については、平成○年○月○日に、○○○の職員である○○○(○○○)が、○○○警察署警察官に対して、異議申立人が暴行をしたように告げたその内容、証拠(医師の診断書、損傷状況、傷害写真等)事実を証する書面の開示を求めているものである。

本件請求時において、異議申立人は、所属が記録した文書はどのようにでも書けるため、要求しているのは例示のような直接的に事実を証明するものであると担当者に伝えており、実施機関は、開示対象となる保有個人情報を、例示されているような直接的かつ客観的に事実を証明する証拠書面と特定している。

- (2) ○○○は、所管する事務の執行を行う上で、○○○(○○○)が○○○警察署警察官に告げた内容、証拠(医師の診断書、損傷状況、傷害写真等)事実を証する書面は作成しておらず、当該証拠書類等の収集も行っていない。
- (3) 以上により、現に、実施機関には、処分2に係る請求に関する公文書が存在しないため、条例第15条第2号の規定により開示請求を拒否したものである。

3 別紙記載の処分3について

- (1) 処分3に係る開示請求については、異議申立人が、平成○年○月○日に規則の禁止事項を行ったため○○○から退去命令をされ、それに応じずにいた際、異議申立人の同行者に対し、○○○(○○○)○○○が退去を促した理由と法令規制内容の開示を求めているものである。

- (2) 条例は、第13条において「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定しており、「自己を本人とする保有個人情報」とは、公文書に記載されている個人情報であって、自分がその情報の本人となっている個人情報をいう。

しかしながら、処分3に係る請求は、異議申立人の同行者の個人情報の開示請求であり、異議申立人は保有個人情報の本人とはなっていない。

- (3) 以上により、処分3に係る請求は、開示請求権を有しない者からの請求であり、開示請求が不適法であるため条例第15条第1号の規定により開示請求を拒否したものである。

4 別紙記載の処分4について

- (1) 処分4に係る開示請求については、異議申立人が、平成○年○月○日、異議申立人による○○○ ○○○(○○○)への暴行を現認した○○○(○○○)に拘束さ

れた理由と規制の法令の開示を求めているものである。

- (2) ○○○(○○○)は、○○○としての身分のまま徳島県に派遣され、○○○担当として○○○に関する業務を担当していた職員である。
- (3) 当該職員が異議申立人を拘束した理由については、異議申立人が、平成○年○月○日に規則に規定する禁止事項を行ったために、○○○から退去命令をされた直後に、○○○(○○○)に対して暴行を行ったことを当該職員が現認したため、当該職員が○○○としての身分を証明した上で、○○○として職務執行を行ったものである。
- (4) そのため、当該職員が行った○○○としての職務執行中の権限は○○○に属しており、○○○に属するものではない。したがって、○○○においては、処分4に係る請求に関する公文書は存在しない。
- (5) なお、当該職員の本務先である○○○課に対しても、文書での報告はしていないと確認している。
- (6) 以上により、現に、実施機関は、処分4に係る個人情報を有していないため、条例第15条第2号の規定により開示請求を拒否したものである。

5 別紙記載の処分5について

- (1) 処分5に係る開示請求については、異議申立人が、平成○年○月○日、○○○担当窓口での異議申立人の言動を録音した電磁的記録の開示を求めているものである。
- (2) 上記の電磁的記録については、平成○年○月○日に○○○警察署に押収されている。
- (3) 条例第44条第7項においては、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定していることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第45条第1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」等は、条例の定める開示請求等の規定の適用除外となる。
- (4) 処分5に係る個人情報については、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る個人情報に該当し、かつ、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「押収物」に記録されている個人情報に該当する。
- (5) 以上により、処分5に係る個人情報は、条例第44条第7項の規定により、開示等に係る条例第2章第2節（開示，訂正及び利用停止）及び第3節（不服申立て）の規定を適用しないとす保有個人情報であるため、条例第15条第3号の規定により開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 別紙記載の処分1及び処分3の妥当性について

(1) 条例第13条について

条例第13条は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しており、「自己を本人とする保有個人情報」とは、公文書に記載されている個人情報であって、自分がその情報の本人となっている個人情報をいう。

(2) 別紙記載の処分1に係る請求は、「「声大きい」の理由で県が退去命令をした事例（過去5年間、県庁、県民局等 地区別に）」である。過去5年間に「声大きい」ことを理由として県が行った退去命令の事例の開示を求めたものと解され、異議申立人の自己を本人とする保有個人情報の開示請求とは認められない。

(3) 別紙記載の処分3に係る請求は、「〇〇〇が私に同行していた〇〇〇氏に〇〇〇庁舎から「いね」（帰れ）といったが、その理由と法令規制内容」であり、異議申立人の自己を本人とする保有個人情報の開示請求とは認められず、異議申立人の同行者に関する保有個人情報の開示を求めたものであり、開示請求権を有しない者からの請求であると認められる。

(4) よって、条例第15条第1号に該当するとした実施機関の決定は妥当である。

2 別紙記載の処分2の妥当性について

(1) 別紙記載の処分2の対象となる保有個人情報は、「〇〇〇は、〇〇〇警察署警察官に私が暴力したやに告げていた。その内容、証拠（医師の診断書、損傷状況、傷害写真等）事実を証する書面」である。

実施機関の説明によると、「本件請求時において、異議申立人は、所属が記録した文書はどのようにでも書けるため、要求しているのは例示のような直接的に事実を証明するものであると担当者に伝えており、実施機関は、開示対象となる保有個人情報を、例示されているような直接的かつ客観的に事実を証明する証拠書面と特定している。」とのことである。

(2) 異議申立人は、異議申立書及び意見書において、てん末を報告した文書がないことは納得できない旨を主張しているが、開示請求時の異議申立人からの聞き取りにより、対象となる保有個人情報を上記のとおり特定したことについて、不適切とは認められない。

(3) 実施機関において、医師の診断を受けているような事実もなく、具体的に損傷を示すものは存在せず、写真も撮っておらず、また、他に事実を証するものも存在しないとのことであり、請求に係る保有個人情報は存在しないとする実施機関の説明に、不自然な点はない。

(4) よって、条例第15条第2号に該当するとした実施機関の決定は妥当である。

3 別紙記載の処分4の妥当性について

- (1) 別紙記載の処分4の対象となる保有個人情報は、「私は湯茶を飲みたくなり、備付けの販売機に行き買うとしたが〇〇〇が通せんぼして行かさなかった、その理由と規制の法令」である。
- (2) 実施機関の説明によると、請求内容に記載の〇〇〇とは、〇〇〇としての身分のまま徳島県に派遣され、〇〇〇担当として〇〇〇に関する業務をしていた職員である。
- (3) 請求内容に係る当該職員の行為は、〇〇〇の身分を証明した上で、〇〇〇として職務執行を行ったものであることから、〇〇〇においては、当該職員に文書の作成は求めておらず、本件に係る保有個人情報は存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点はない。
- (4) よって、条例第15条第2号に該当するとした実施機関の決定は妥当である。

4 別紙記載の処分5の妥当性について

(1) 適用除外規定について

ア 条例第44条第7項について

条例第44条第7項は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定しており、行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当する個人情報及び刑事訴訟法第53条の2第2項に該当する個人情報は、条例第2章第2節（開示、訂正及び利用停止（第13条～第41条））及び第3節（不服申立て（第41条の2～第43条））の規定が適用されない。

イ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

行政機関個人情報保護法第45条第1項は「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定し、行政機関個人情報保護法第4章（開示、訂正及び利用停止）の適用除外を定めている。

ウ 刑事訴訟法第53条の2第2項について

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章及び地方独立法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定は適用しない。」と規定している。

(2) 適用除外規定の該当性について

ア 別紙記載の処分5の対象となる保有個人情報は、「〇〇〇は、私の言動を録音しているかどうか、録音しているなら、その録音のすべて」であり、平成〇年〇月〇日、〇〇〇担当窓口での異議申立人の言動を録音した内容と解される。

イ 当審査会において確認したところ、当該異議申立人の言動を記録した電磁的記録は、本件請求日には既に〇〇〇警察署に押収されていると認められ、また、本件請求時点において、文字起こしした文書が存在していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

ウ したがって、処分5に係る保有個人情報は、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する司法警察職員の処分（押収）に係る個人情報であると同時に、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する押収物に記録されている個人情報に該当し、条例の適用除外となる保有個人情報であると認められる。

(3) よって、条例第15条第3号に該当するとした実施機関の決定は妥当である。

以上のことから、実施機関が行った別紙の処分は妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

その他、異議申立人は、〇〇〇庁舎における退去命令及び警察の介入等について異議を主張するが、当審査会は、実施機関が行った開示等の決定の妥当性を審議する機関であり、当該事項について判断する立場にない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年 3月 8日	諮 問
4月11日	実施機関からの理由説明書を受理
5月18日	異議申立人から意見書提出
5月30日	審 議（第81回審査会）
6月29日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第82回審査会）
7月25日	審 議（第83回審査会）

9月 1日	審 議 (第84回審査会)
10月 5日	審 議 (第85回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	平成28年8月1日就任
鈴 木 亜佐美	弁護士	平成28年7月31日退任
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

(別紙)

開示請求拒否 決定処分	保有個人情報の内容	開示請求を拒否することとした理由
1	「声が大きいい」の理由で県が退去命令をした事例(過去5年間, 県庁, 県民局等 地区別に)	徳島県個人情報保護条例第15条第1号に該当するため (開示請求が不適法であるため)
2	〇〇〇は, 〇〇〇警察署警察官に私が暴力したやに告げていた。その内容, 証拠(医師の診断書, 損傷状況, 傷害写真等)事実を証する書面	徳島県個人情報保護条例第15条第2号に該当するため (開示請求に係る個人情報を保有していないため)
3	〇〇〇が私に同行していた〇〇〇氏に〇〇〇庁舎から「いね」(帰れ)といったが, その理由と法令規制内容	徳島県個人情報保護条例第15条第1号に該当するため (開示請求権を有しない者からの請求であるため)
4	私は湯茶を飲みたくなり, 備付けの販売機に行き買うとしたが〇〇〇が通せんぼして行かさなかった, その理由と規制の法令	徳島県個人情報保護条例第15条第2号に該当するため (開示請求に係る個人情報を保有していないため)
5	〇〇〇は, 私の言動を録音しているかどうか, 録音しているなら, その録音のすべて	徳島県個人情報保護条例第15条第3号に該当するため (当該請求に係る個人情報については, 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報及び刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する押収物に記録されている個人情報に該当し, 徳島県個人情報保護条例第44条第7項の規定により, 開示等に係る同条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しないとする保有個人情報であるため)